

三木市一般廃棄物処理実施計画書

— 令和7年度 —

三木市

三木市告示第15号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び三木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年三木市条例第1号）第3条の規定に基づき定めた令和7年度の一般廃棄物の処理実施計画を次のとおり告示する。

令和7年4月1日

三木市長 仲 田 一 彦

令和7年度 一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の発生及び処理状況（見込み）

(1) 当該年度の発生見込量

		(単位：t)	
区 分	種 類	発生見込量	
ご み	一般家庭から排出されるごみ		14,345
	可燃ごみ	10,700	
	あらごみ	320	
	埋立ごみ	460	
	資源ごみ（プラスチック類）	870	
	資源ごみ（ペットボトル、飲料用紙パック）	80	
	資源ごみ（古紙類）	100	
	直接資源化されるごみ（集団回収、スリムリサイクル店）	1,815	
	直接搬入されるごみ		5,280
	可燃ごみ	1,220	
	あらごみ	2,950	
	埋立ごみ	1,000	
	資源ごみ（プラスチック類）	100	
	資源ごみ（ペットボトル、飲料用紙パック）	10	
	資源ごみ（上記以外）	0	
	事業活動及び一時多量ごみ等に伴って排出されるごみ		7,125
	可燃ごみ	7,080	
	あらごみ	30	
	埋立ごみ	15	
	資源ごみ（プラスチック類）	0	
資源ごみ（上記以外）	0		
合 計		26,750	
生 活 排 水	し尿	2,960	
	浄化槽汚泥	6,820	
合 計		9,780	

※ 家電リサイクル法及びパソコンリサイクル法等、他法対象品は含まない。

(2) 当該年度の処理見込量

(単位：t)

区分	種類及び処理方法		処理見込量
ごみ	可燃性ごみ	焼却施設において焼却処分	21,940
	不燃性ごみ	三木市最終処分場において埋立処分（埋立ごみ、破碎残渣）	1,242
		大栄環境㈱、大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて埋立処分（焼却灰）	2,230
	資源ごみ	粗大ごみ処理施設等において選別し、再生事業者等に引渡し（金属類、アルミ、ビン類、その他）	350
		一時保管し、再生事業者等に引渡し（プラスチック類）	970
		直接、再生事業者等に引渡し、再生（古紙、ペットボトル、紙パック、集団回収、スリムリサイクル店）	2,005
		埋立処分場において選別し、再生事業者等に引渡し（蛍光灯、電池、小型家電、金属、焼鉄、草、木）	293
	合 計		
生活排水	脱水汚泥し渣	焼却施設において焼却処分	310
	ろ液	稀釈して下水道放流	9,470
合 計			9,780

※ 発生見込量と処理見込量の差量は、焼鉄の資源化に係るもの。

2 ごみ処理実施計画

(1) 家庭系一般廃棄物の種類及び廃棄方法

ア 一度に廃棄できる量

家庭ごみの集積場所（以下「ステーション」という。）に一度に出せる量は、1世帯につき、ごみ袋で3袋までとする。

イ 可燃ごみ

- (ア) 生ごみ、紙くず類、木くず類（太さ5cm以内、長さ30cm以内）、衣類・靴類、汚れたプラスチック類などの燃えるごみ。
- (イ) 市が指定するごみ袋（黄色）に入れて排出。

ウ あらごみ

- (ア) 木製・金属製家具類、金属（鉄・アルミ類）、空き缶類、剪定枝などのごみ。
- (イ) 市販の透明又は半透明の袋に入れて排出。
- (ウ) 家具類で長いものは、1m以下にして排出。また、スプレー缶は、使いきって空にし、屋外の火の気のないところで穴をあけてから排出。

エ 埋立ごみ

- (ア) ガラス・陶器類、寝具類、電気製品などのごみ。
- (イ) 市販の透明又は半透明の袋に入れて排出。

- (ウ) 長いものは、1 m以下にして排出。
- (エ) 水銀を含むもの（蛍光灯、乾電池、ボタン電池、水銀温度計、水銀体温計、水銀血圧計）は、他の埋立ごみと別袋にして排出。

オ 資源ごみ（プラスチック類）

- (ア) トレイ、卵パック、ビニール袋、発泡スチロール、ポリバケツ、CD、菓子袋、プリンター等のプラスチック製品。
- (イ) 市が指定するごみ袋（透明）に入れて排出。ただし、袋に入らない大きなものについては、紐等で縛った上でそのまま排出することもできる。

カ 資源ごみ（ペットボトル）

- (ア) しょう油、酒、みりん、ジュース等の飲料用の容器。
- (イ) キャップとラベルを外し、中身を洗った上で潰し、市販の透明又は半透明の袋に入れて排出。

キ 資源ごみ（飲料用紙パック）

- (ア) 1,000ml 及び 500ml の牛乳パック、ジュース類のパックで、内側の白いもの（内側が銀紙などで被膜貼りしてあるものは、可燃ごみとして排出。）。
- (イ) 水洗いをして切り開き、十分に乾燥させた上で、市販の透明又は半透明の袋に入れて排出。

ク 資源ごみ（古紙類）

- (ア) 新聞、雑誌（菓子箱、包装紙等を含む。）、ダンボールに分別の上、紐で縛って排出。
- (イ) カーボン紙、圧着はがき、透明窓付封筒、感熱紙、写真、アルミ箔等の複合素材の紙、汚れた紙等は、可燃ごみとして排出。

ケ 資源ごみ（空きびん）

- (ア) ドリンク、洋酒、コーヒー、佃煮、梅酒等の飲料用・食料用のガラスびん。
- (イ) キャップ、ラベル（取れるもの）を外し、中をすすいだ後、無色・茶色・その他の色に分別の上、空きびんポストに排出。
- (ウ) 化粧品や薬品のびん、板ガラス、耐熱ガラス、グラス等は埋立ごみとして排出。

(2) 市で収集又は処理できないごみ及び法律等で廃棄処分に規制を受けるもの

ア 収集困難ごみ

- (ア) 畳、マットレス（スプリングのあるもの）、折りたたみベッド、マッサージチェア、大型家具、エレクトーン・オルガン（電子オルガン）、草刈り機、物干し台（コンクリート製）、給湯器、コンクリートブロック、サーフボード、ソファ（スプリングのあるもの）、ルームランナー、オイルヒーター、煉瓦、その他収集困難と認められるもの。
- (イ) 排出者が清掃センターへ自己搬入するか、許可業者へ依頼して排出、又は、購入業者等へ引取りを依頼。

イ 一時多量ごみ

- (ア) 指定されたステーションに一度に出せる量は、ごみ袋で3袋までであり、4袋以上のごみ袋（3袋分も含む。）や、引っ越し・庭木の剪定などで一時的に多量に発生するもの。
- (イ) 分別の上、排出者が清掃センターへ自己搬入するか、許可業者へ依頼して排出。

ウ 事業系ごみ

- (ア) 事業活動（飲食店などの店舗、事務所や会社、工場、農業などの営利を目的としたもの、及び、学校や官公庁、医療施設、社会福祉施設、NPO法人などの営利活動を目的としないものも含む。）に伴って発生する産業廃棄物以外のすべてのごみ（事業系一般廃棄物）。
- (イ) ステーションへ出すことはできないため、排出者が清掃センターへ自己搬入するか、許可業者へ依頼して排出。

エ 家電リサイクル法対象品

- (ア) テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンの6品目。
- (イ) 法律によりリサイクルが義務づけられているため、市では処理できない（解体している場合でも不可。）。購入店又は電気商業組合加盟店（別表4参照）へ処理・処分を依頼。

オ パソコンリサイクル法対象品

- (ア) デスクトップ型パソコン本体、ディスプレイ・モニタ、ノート型パソコン及び付属品（キーボード、マウス、ケーブル）。
- (イ) メーカーが回収し、リサイクルすることが法律により定められているため、メーカーに直接回収を依頼。

カ 小型家電リサイクル法対象品

- (ア) 一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものとして政令で指定された28類型。
- (イ) 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具、携帯電話端末・PHS端末その他の無線通信機械器具、ラジオ受信機及びテレビジョン受信機、デジタルカメラ・ビデオカメラ・DVDレコーダーその他の映像用機械器具、デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具、パーソナルコンピュータ、磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置、プリンターその他の印刷装置、ディスプレイその他の表示装置、電子書籍端末、電動ミシン、電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具、電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具、ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具、電動式吸入器その他の医療用電気機械器具、フィルムカメラ、ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具、扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具、電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具、電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具、ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具、電気マッサージ器、ランニングマシンその他の運動用電気機械器具、電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具、蛍光灯器具その他の電気照明器具、電子時計及び電気時計、電子楽器及び電気楽器、ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具（28類型）
- (ウ) 市で回収するものは、家庭で使用されていた小型家電製品（使用済み）で、各公民館等に設置している「小型家電回収ボックス」の投入口（30cm×12cm）に入る大きさのもの。投入口に入らないものは、排出者による清掃センターへの自己搬入又はステーションへの排出。ただし、収集困難ごみとして定められたものについては、その規定による。
- (エ) パソコンリサイクル法対象品については、本法による排出も可とする。

キ 処理困難ごみ

- (ア) 自動車、自動車部品（パーツ）、オートバイ、タイヤ、バッテリー、農機具、ピアノ、

消火器、電気温水器、塗料、ペンキ（液体の状態）、AED（自動体外式除細動器）、FRP船など。

(イ) 販売店、購入業者へ依頼。

ク 危険有害ごみ

(ア) 廃油、灯油、プロパンボンベ、農薬、不凍液、小型充電式電池（モバイルバッテリー、リチウムイオン電池などの小型二次電池）など。

(イ) 販売店、購入業者へ依頼。

(ウ) 小型充電式電池については、資源有効利用促進法により、小型二次電池製造業者事業者、それらを使用する製品の製造事業者及びそれらの輸入販売業者に自主回収と再資源化（リサイクル）が義務づけられているが、引取りを断られるなどのやむを得ない場合のみ、排出者が清掃センターへ直接搬入することができる（家庭で使用されていた小型充電式電池のみ。）。

(3) 一般廃棄物の処理主体

ア 収集運搬

(ア) 家庭ごみ

種 類	収 集 区 域	処理主体
可燃ごみ 埋立ごみ	下記地区を除く市域	直営
	三木地区の一部、三木南地区、別所地区、志染地区、細川地区、口吉川地区、緑が丘町本町、志染公団、青山地区、吉川地区	委託業者 (別表1)
資源ごみ (プラスチック類)	下記地区を除く市域	直営
	三木地区の一部、三木南地区、別所地区、志染地区、細川地区、口吉川地区、緑が丘町本町、東自由が丘、中自由が丘、志染公団、青山地区、吉川地区	委託業者 (別表1)
あらごみ 資源ごみ (プラスチック類を除く)	市内全域	委託業者 (別表1)
直接資源化ごみ (集団回収等)	廃棄物処理法第7条第1項ただし書きに規定する事業者	

(イ) 収集困難ごみ、一時多量ごみ及び事業系ごみ

種 類	収 集 区 域	処理主体
収集困難ごみ 一時多量ごみ 事業系ごみ（可燃系）	市内全域	排出者又は許可業者(別表2)

(ウ) リサイクル法対象品（家電、パソコン、小型家電）

種 類	対 象 区 域	処理主体
家電リサイクル法 対象品	市内全域	当該法令に定める事業者
パソコンリサイクル法 対象品		
小型家電リサイクル法 対象品		

イ 中間処理

種 類	処 理 内 容	処 理 主 体
可燃性ごみ	焼却	委託(株)三木環境サービス)
粗大系ごみ	選別・破砕・焼却	委託(株)三木環境サービス)
プラスチック類	選別・再生・焼却	委託業者(別表1)
ペットボトル	選別・圧縮梱包	委託(社)三木市シルバー人材センター)
	再生	容器包装リサイクル法に定める指定法人
飲料用紙パック	選別	委託(社)三木市シルバー人材センター)
	再生	委託業者(別表1)
古紙類	選別	委託(社)三木市シルバー人材センター)
	再生	委託業者(別表1)
空きびん	選別・再生	委託業者(別表1)
蛍光灯・電池等水銀を含む廃製品	選別	委託(社)三木市シルバー人材センター)
	再生	委託業者(別表1)
直接資源化されるごみ	再生	廃棄物処理法第7条第6項ただし書きに規定する事業者等

ウ 最終処分

種 類	処 理 主 体
埋立ごみ・破砕残渣	直営
焼却灰	大栄環境(株)、大阪湾広域臨海環境整備センターに委託
プラスチック残渣・焼却灰	委託業者(別表1)

(4) 収集及び運搬計画

ア 収集及び運搬する廃棄物の見込量

(単位：t)

種 類	収集運搬見込量
一般家庭から排出されるごみ(ステーション回収)	12,530
事業活動及び一時多量ごみ等に伴って排出されるごみ	14,220
合 計	26,750

イ 収集回数及び方法

収 集 区 分	回 数	収 集 方 法
可燃ごみ	週 2 回	ステーション回収
あらごみ 埋立ごみ 資源ごみ (ペットボトル・飲料用紙パック・ 古紙類)	月 1 回	ステーション回収
資源ごみ(プラスチック類)	週 1 回	ステーション回収
資源ごみ(空きびん)	月 1 回	空きびんポスト回収
小型家電	2 ヶ月に 1 回	拠点回収(市役所、市立公民館)
一時多量ごみ 収集困難ごみ 事業系ごみ(可燃系)	随時	排出者による搬入又は許可業者 による収集
道路上等の動物の死体	随時	委託業者による収集

ウ 公共施設(指定管理施設を除く)の収集及び運搬
家庭ごみと同様に分別し、委託業者又は直営で収集。

エ 福祉的施策

(ア) ふれあい収集

a 目的

高齢者及び障がい者の福祉向上のため、ステーションまでごみを持ち出せない高齢者や障がい者のみの家庭を訪問し、ごみを収集する「ふれあい収集」を実施。

b 対象となる世帯

市内に居住している世帯で、次のいずれにも該当する者のみで構成される世帯(利用の可否は、訪問審査を行った上で決定。)

- (a) ごみを自らごみステーションへ持ち出すことが困難な方。
- (b) おおむね 65 歳以上で、介護保険法に規定する要介護状態区分が 1 以上の方。または、障害者総合支援法に規定する障害支援区分が 2 以上の方。
- (c) 訪問介護又は居宅介護を受けていること。

c 収集方法

収集担当者が、対象世帯の玄関前まで訪問し、ごみを戸別収集。

(イ) 粗大ごみ戸別収集(粗大ごみかけつけ隊)

a 目的

粗大ごみを処分することが困難な高齢者や障がい者の家庭を訪問し、粗大ごみを運搬及び処分することにより、高齢者や障がい者の福祉の向上に寄与することを目的とした市職員による「粗大ごみかけつけ隊」を無料で実施。

b 対象となる世帯

本市に住民票があり、現にその住所に居住している世帯で、次のいずれにも該当する者のみで構成される世帯。

- (a) 粗大ごみを自ら清掃センターに搬入することが困難であること。
- (b) 次のいずれかに該当すること。
 - ・申請を行う日において 65 歳以上の方。
 - ・介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けている方。
 - ・身体障害者福祉法の身体障害者手帳の交付を受けている方。

- ・療育手帳の交付を受けている方。
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
- ・障害者総合支援法の障害支援区分の認定を受けている方。

c 対象となる粗大ごみ

次のいずれにも該当するものであること。

- (a) ごみ分別アプリ又はごみなんでも帳で定められた収集困難ごみのうち、大型家具等に該当するもの。
- (b) 一辺の長さが1 m以上の大型ごみ。
- (c) 1個当たりの重量が50 kg未満、かつ、1回当たりの収集個数が5個以下。

d 収集方法

戸別収集（年度内の利用回数は、2回まで。）。ただし、建物からの搬出は、申請者又はその代理人が実施するものとし、収集作業員（市職員）は、建物内での搬出等の作業は実施しない。

(5) 中間処理計画（委託業者は除く。）

ア 処理施設の概要

可燃ごみ	施設名	三木市清掃センターごみ焼却施設
	所在地	三木市加佐1199番地
	形式	准連続燃焼式焼却炉(流動床式焼却炉)
	処理能力	117 t / 日 (39 t 3炉)
あらごみ	施設名	三木市清掃センター粗大ごみ処理施設
	所在地	三木市加佐1199番地
	形式	破砕選別処理
処理能力	34 t / 日	
資源ごみ (ペットボトル) (飲料用紙パック)	施設名	三木市清掃センター資源ごみストックヤード
	所在地	三木市加佐1199番地
	形式	選別圧縮梱包処理(ペットボトル)
	保管能力	261m ³ (ペットボトル・飲料用紙パック)
資源ごみ (プラスチック)	施設名	三木市清掃センター資源ごみストックヤード
	所在地	三木市久留美字大谷1855-95
	形式	選別処理
	保管能力	300m ³
	施設名	三木市吉川クリーンセンター資源ごみストックヤード
	所在地	三木市吉川町豊岡1375番地
	形式	選別処理
保管能力	280m ³	

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

(単位：t)

搬入先及び搬入量	焼却施設	粗大ごみ 処理施設	埋立処分場	資源ごみ 保管施設
直営	4,030	10	170	220
委託業者	6,670	310	290	830
許可業者	7,080	30	15	0
指定業者・直接搬入	1,220	2,950	1,000	110
合計	19,000	3,300	1,475	1,160

ウ 残渣の量及び処分計画

(ア) 焼却施設

(単位：t)

焼却処理量	焼却減容量	資源化(焼鉄)	焼却灰
21,940	19,660	50	2,230

(イ) 粗大ごみ処理施設

(単位：t)

処理量	焼却施設へ搬出	資源化	破碎残渣
3,300	2,940	350	10

(6) 最終処分計画（委託事業者は除く。）

ア 最終処分場の概要と埋立計画

最終処分場	三木市清掃センター埋 立処分場(2期)	三木市吉川クリーンセ ンター埋立処分場	大阪湾広域臨海整備セ ンター埋立処分場
所在地	三木市 久留美字大谷1855-95	三木市 吉川町豊岡1375番地	神戸沖、大阪沖
埋立地面積	14,350㎡	11,000㎡	-
全体容量	173,600㎥	55,000㎥	(*) 15,513㎥
残余容量	138,120㎥	40,669㎥	2,391㎥
埋立重量	1,951 t	96 t	500 t
埋立容量	2,070㎥	128㎥	357㎥
埋立方法	サンドイッチ工法	サンドイッチ工法	サンドイッチ工法

*：契約分

(7) ごみの排出抑制及び資源化計画

ア 排出抑制の方策

(ア) 分別収集の徹底

ごみ分別アプリ、ごみカレンダー、ごみなんでも帳、広報みき、ホームページ等による啓発、収集時の指導（適正な分別等ができていない場合には、啓発ステッカーを貼って取り残すなど）及び施設での資源化の推進などにより、分別の徹底やごみの減量化、資源化を呼びかける。

また、資源ごみとして、プラスチック類、飲料用紙パック、ペットボトル、古紙類及び空きびんを定期収集し、再資源化を図る。

(イ) 集団回収の推進

ごみの資源化率の向上とリサイクル意識の高揚を図るため、資源ごみ集団回収運動奨励金や資源ごみリサイクル活動奨励金を交付する。

項 目		助 成 額
集団回収運動 奨励金	紙類、布類	4円/kg
	空き缶、びん	5円/kg
リサイクル活動奨励金		1年間の回数、回収量に応じた額 (助成額は要綱に記載)

(ウ) 古紙自主回収活動の推進

古紙の資源化をさらに推進するため、地域住民が協力して古紙の定期収集を行う自治会に対し、古紙自主回収活動奨励補助金を交付する。補助額は、ステーション1箇所につき年間10,000円とする。

(エ) 家電リサイクル法、小型家電リサイクル法による資源化の推進

家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象品目が、適正にリサイクルされるよう啓発に努める。

(オ) 資源有効利用促進法による資源化の推進

資源有効利用促進法によるパソコンリサイクル対象品目や小型充電式電池が、適正にリサイクルされるよう啓発に努める。

(カ) 多量排出事業所への指導

本市で受入れできない産業廃棄物(金属くず、ガラス、コンクリートくず、がれき類)は、民間の処理施設へ搬入するよう啓発する。また、食品リサイクル法や建設リサイクル法などを受け、多量排出事業所に対する減量化・資源化の指導を行う。

(キ) 食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画(リサイクルループ)の促進

食品廃棄物を受け入れ、堆肥化を行う事業者の取組みを促進する。発生見込量は、100tとする。

イ 資源化の方法及び見込量

		(単位：t)
種 類		見込量
分別収集による資源化	ペットボトル、飲料用紙パック	90
	古紙	100
	廃プラスチック	970
	計	1,160
粗大ごみ処理施設等における資源化	鉄類	80
	アルミ	20
	びん類	40
	その他(不適金属)	210
	計	350

(単位：t)

種 類	種 類	見込量
集団回収による資源化	紙類	850
	布類	30
	缶	30
	空きびん	300
	計	1,210
スリムリサイクル店による資源化	飲料用紙パック	33
	金属(スチール、アルミ)	44
	食品トレイ	15
	ペットボトル	71
	紙類	430
	その他(卵パック、びん類)	12
	計	605
埋立処分場における資源化	小型家電	120
	蛍光灯、電池	13
	草、木	90
	不適金属(焼鉄含む)	70
	計	293

(8) ふれあい収集、粗大ごみ収集の見込み

種 類	収集区域	収集方法	申請見込件数
ふれあい収集	市内全域	戸別収集	100件
粗大ごみ収集	市内全域	戸別収集	160件

(9) 道路上等の動物の死体収集及び処分方法

種 類	収集区域	見込件数	処分方法	処 分 先
小動物	市内全域	540頭	焼却	市立みきやま斎場
大型動物	市内全域	20頭	焼却	株式会社猪名川動物霊園

(10) 家庭系廃棄物の排出に伴う市民の協力義務

ア 家庭から排出するごみは、2(1)イからケの基準により分別し、地区ごとに定められた収集日の午前5時から午前8時までに、定められたステーションに出すこと。

イ ステーションに一度に出せる量は、1世帯につき、ごみ袋で3袋までとし、1袋当たりの重量は、片手で持てる重さ(10kgまで)としなければならない。

(11) 広報啓発の方法

市民への啓発は、ごみカレンダーの全戸配布や、ごみ分別アプリ、広報みき、ホームページへの掲載等により、随時行う。

3 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

(単位：人)

種 類	区 域	人 口
合併処理浄化槽で処理を推進する区域	市内全域(公共下水道整備計画区域、農業集落排水処理区域を除く区域)	5,270
下水道で処理する区域	三木市生活排水処理計画図の公共下水道事業による整備計画区域	66,700
農業集落排水処理施設で処理する区域	三木市生活排水処理計画図の農業集落排水処理施設で処理する区域	520
合 計		72,490

※三木市生活排水処理計画図については、別添資料とする。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

ア 収集及び運搬計画

(ア) 収集及び運搬する廃棄物の量

種 類	収 集 量
し尿	2,960 kℓ/年
浄化槽汚泥	6,820 kℓ/年
合 計	9,780 kℓ/年

(イ) 収集区域の範囲

種 類	収集区域	収 集 主 体
し尿	市内全域	委託業者(別表1)
浄化槽汚泥	市内全域	委託業者(別表1)

(ウ) 収集回数及び方法

種 類	収集区域	方 法
し尿	定期収集及び臨時収集	バキューム車による戸別収集
浄化槽汚泥	臨時収集	

(エ) し尿処理手数料及び徴収方法

- a 手 数 料 66円×(収集量(ℓ)÷10) ※10円未満切捨て
- b 請 求 収集日の属する月の翌月上旬に請求
- c 納 期 限 収集日の属する月の翌月末日(12月は28日)
- d 徴収方法 納付書又は口座振替

イ 中間処理計画

(ア) 搬入される廃棄物の内訳量

(単位：kℓ)

施設名	種類	搬入量
三木市クリーンセンター	し尿	2,960
	浄化槽汚泥	6,820
合 計		9,780

(イ) 処理施設の概要

三木市クリーンセンター	所在地	三木市別所町小林525番地の2
	形式	前処理+下水道希釈放流
	能力	60kℓ/日

(ウ) 脱水汚泥等の量及び処分方法

(単位：t)

種類	発生量	処分方法	処 分 先
脱水汚泥・し渣	310	焼却	三木市清掃センター焼却施設

4 添付資料

- (1) 別表1 一般廃棄物処理（収集運搬・処分）委託業者一覧表
- (2) 別表2 一般廃棄物処理（収集運搬・清掃）許可業者一覧表
- (3) 別表3 一般廃棄物処分業（食品循環資源の堆肥化）許可業者一覧表
- (4) 別表4 兵庫県電機商業組合三木支部加盟店
- (5) 三木市生活排水処理計画図

別表1 一般廃棄物処理（収集運搬・処分）委託業者一覧表

1 収集運搬（可燃ごみ・埋立ごみ）

事業者	収集区域	委託期間
三木美化センター株式会社 三木市別所町高木622番地の1 (TEL) 0794-83-2611	別所地区、青山地区、吉川地区、鳥町	R7. 4. 1～ R8. 3. 31
長田環境開発有限会社 三木市志染町広野2丁目20番地の22 (TEL) 0794-85-0555	三木南地区、宿原、与呂木、与呂木青葉台、平井、久留美、岩宮、跡部	R7. 4. 1～ R8. 3. 31
ミズホ商会 三木市細川町中里282番地 (TEL) 0794-88-2158	細川地区、口吉川地区、志染地区、志染公団、緑が丘町本町	R7. 4. 1～ R8. 3. 31

2 収集運搬（可燃ごみ・資源ごみ（プラスチック類）・埋立ごみ）

事業者	収集区域	委託期間
中井清掃有限会社 三木市志染町青山6丁目16番地の10 (TEL) 0794-84-1902	三木地区の一部	R7. 4. 1～ R8. 3. 31
大貫衛生舎 三木市緑が丘町東2丁目12番地の1 (TEL) 0794-85-3110	三木地区の一部	R7. 4. 1～ R8. 3. 31

3 収集運搬（資源ごみ（プラスチック類））

事業者	収集区域	委託期間
三木美化センター株式会社 三木市別所町高木622番地の1 (TEL) 0794-83-2611	別所地区、青山地区、吉川地区、鳥町	R7. 4. 1～ R8. 3. 31
長田環境開発有限会社 三木市志染町広野2丁目20番地の22 (TEL) 0794-85-0555	三木南地区、宿原、与呂木、与呂木青葉台、平井、久留美、岩宮、跡部、加佐西・東、加佐育英ハイツ、平田	R7. 4. 1～ R8. 3. 31
ミズホ商会 三木市細川町中里282番地 (TEL) 0794-88-2158	細川地区、口吉川地区、志染地区、志染公団、緑が丘町本町、東自由が丘、中自由が丘	R7. 4. 1～ R8. 3. 31

4 収集運搬（あらごみ・資源ごみ（ペットボトル・飲料用紙パック・古紙））

事業者	収集区域	委託期間
三木美化センター株式会社 三木市別所町高木622番地の1 (TEL) 0794-83-2611	市内全域	R7. 4. 1～ R8. 3. 31

5 収集運搬（資源ごみ（空きびん））

事業者	収集区域	委託期間
株式会社大原ガラスリサイクル 名古屋市中村区則武本通三丁目31番地 (TEL) 052-461-2151	市内全域	R7. 4. 1～ R8. 3. 31

6 収集運搬（し尿）

事業者	収集区域	委託期間
大貫衛生舎 三木市緑が丘町東2丁目12番地の1 (TEL) 0794-85-3110	市内全域	R7. 4. 1～ R8. 3. 31
中井清掃有限会社 三木市志染町青山6丁目16番地の10 (TEL) 0794-84-1902	市内全域	R7. 4. 1～ R8. 3. 31

7 収集運搬（小動物の死体）

事業者	収集区域	委託期間
ミズホ商会 三木市細川町中里282番地 (TEL) 0794-88-2158	市内全域	R7. 4. 1～ R8. 3. 31

8 処分

事業者	品目及び処分方法等	委託期間
大栄環境株式会社 和泉市テクノステージ2丁目3-28 (TEL) 0725-54-3061	プラスチック類(選別・圧縮成型、残渣物は焼却後埋立処分)	R7. 4. 1～ R8. 3. 31
株式会社大原ガラスリサイクル 名古屋市中村区則武本通三丁目31番地 (TEL) 052-461-2151	空きびん(選別・再生)	R7. 4. 1～ R8. 3. 31
株式会社エム・アール・シー 三木市志染町広野1丁目285番地 (TEL) 0794-85-2133	古紙(選別後、再生事業者に引渡し)	R7. 4. 1～ R8. 3. 31
株式会社徳原 三木市鳥町886番地の58 (TEL) 0794-82-5756	古紙・飲料用紙パック(選別後、再生事業者に引渡し)	R7. 4. 1～ R8. 3. 31
大栄環境株式会社 和泉市テクノステージ2丁目3-28 (TEL) 0725-54-3061	小型家電(選別後、再生事業者に引渡し)	R7. 4. 1～ R8. 3. 31
野村興産株式会社関西営業所 大阪市中央区高麗橋2丁目1番2号 (TEL) 06-4706-1345	蛍光灯・電池(選別・破碎後、再生事業者に引渡し)、水銀をリサイクル	R7. 4. 1～ R8. 3. 31
大栄環境株式会社 和泉市テクノステージ2丁目3-28 (TEL) 0725-54-3061	草、木(堆肥化)	R7. 7. 13 ～7. 31
大栄環境株式会社 和泉市テクノステージ2丁目3-28 (TEL) 0725-54-3061	焼却灰(埋立処分)	R7. 4. 1～ R8. 3. 31
大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪市北区中之島二丁目2番2号 (TEL) 06-6204-1722	焼却灰(埋立処分)	R7. 4. 1～ R8. 3. 31

別表2 一般廃棄物処理（収集運搬・清掃）許可業者一覧表

1 収集運搬（ごみ）

事業者	市内事業所所在地/収集区域	許可期間
木村工業株式会社 明石市大久保町ゆりのき通1丁目5番地の17 (TEL) 078-936-3425	志染町広野3丁目464 (TEL) 85-9663	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
長田環境開発有限会社 三木市志染町広野2丁目20番地の22 (TEL) 0794-85-0555	主たる事務所の所在地と同じ (TEL) -	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
株式会社巴山環境 小野市日吉町570番地の65 (TEL) 0794-63-2910	志染町東自由が丘2-261 (TEL) 88-6155	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
三木美化センター株式会社 三木市別所町高木622番地の1 (TEL) 0794-83-2611	主たる事務所の所在地と同じ (TEL) -	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
ミズホ商会 三木市細川町中里282番地 (TEL) 0794-88-2158	主たる事務所の所在地と同じ (TEL) -	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
株式会社カンキョウ 加西市北条町黒駒6番地の3 (TEL) 0790-42-4131	岩宮104番地小西アパート6号 (TEL) 82-1657	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
株式会社かんぜおん 西脇市鹿野町1050番地の2 (TEL) 0795-23-3599	吉川町新田38番地 (TEL) 72-1535	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	

2 収集運搬（浄化槽汚泥）

事業者	市内事業所所在地/収集区域	許可期間
株式会社あさひ企画 小野市三和町879番地の2 (TEL) 0794-66-2202	志染町東自由が丘2丁目375番地 (TEL) 85-7657	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
大貫衛生舎 三木市緑が丘町東2丁目12番地の1 (TEL) 0794-85-3110	主たる事務所の所在地と同じ (TEL) -	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
菊水工業株式会社 神戸市中央区中山手通7丁目3番4号 (TEL) 078-341-1788	志染町中自由が丘1丁目32番地 (TEL) 85-1874	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
西播環境整備株式会社 姫路市広畑区蒲田一丁目1516番地の7 (TEL) 079-237-0331	吉川町毘沙門259番地の1 (TEL) 72-1660	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
株式会社大洋 姫路市山吹2丁目11番12号 (TEL) 079-297-5411	大村283番地 2階16号 (TEL) 82-0608	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
株式会社アクア・トゥエンティワン 姫路市刀出809番地 (TEL) 079-267-5521	岩宮104 (TEL) 83-3480	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	

事業者	市内事業所所在地/収集区域	許可期間
株式会社阪神水道衛生社 神戸市中央区大日通4丁目2番6号 (TEL) 078-221-0265	志染町東自由が丘2丁目2番地の8 (TEL) 87-1650	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
兵神浄化有限会社 神戸市中央区脇浜町2丁目10番14号 (TEL) 078-242-5345	志染町中自由が丘3丁目308番地 (TEL) 85-1265	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
株式会社ホカリ 西宮市室川町8番27号 (TEL) 0798-71-5011	別所町興治1018 (TEL) 82-0690	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
横山興業株式会社 三木市細川町瑞穂字才ノ前1652番地 (TEL) 0794-88-2061	主たる事務所の所在地と同じ (TEL) -	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
有限会社播磨清掃 高砂市荒井町小松原3丁目1番33号 (TEL) 079-443-3141	志染町広野2丁目251-2 (TEL) 88-8072	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	

3 浄化槽清掃業

事業者	市内事業所所在地/業務区域	許可期間
株式会社あさひ企画 小野市三和町879番地の2 (TEL) 0794-66-2202	志染町東自由が丘2丁目375番地 (TEL) 85-7657	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
大貫衛生舎 三木市緑が丘町東2丁目12番地の1 (TEL) 0794-85-3110	主たる事務所の所在地と同じ (TEL) -	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
菊水工業株式会社 神戸市中央区中山手通7丁目3番4号 (TEL) 078-341-1788	志染町中自由が丘1丁目32番地 (TEL) 85-1874	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
西播環境整備株式会社 姫路市広畑区蒲田一丁目1516番地の7 (TEL) 079-237-0331	吉川町毘沙門259番地の1 (TEL) 72-1660	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
株式会社大洋 姫路市山吹2丁目11番12号 (TEL) 079-297-5411	大村283番地 2階16号 (TEL) 82-0608	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
株式会社アクア・トゥエンティワン 姫路市刀出809番地 (TEL) 079-267-5521	岩宮104 (TEL) 83-3480	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
株式会社阪神水道衛生社 神戸市中央区大日通4丁目2番6号 (TEL) 078-221-0265	志染町東自由が丘2丁目2番地の8 (TEL) 87-1650	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
兵神浄化有限会社 神戸市中央区脇浜町2丁目10番14号 (TEL) 078-242-5345	志染町中自由が丘3丁目308番地 (TEL) 85-1265	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	

事業者	市内事業所所在地/業務区域	許可期間
株式会社ホカリ 西宮市室川町8番27号 (TEL) 0798-71-5011	別所町興治1018 (TEL) 82-0690	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
横山興業株式会社 三木市細川町瑞穂字才ノ前1652番地 (TEL) 0794-88-2061	主たる事務所の所在地と同じ (TEL) -	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	
有限会社播磨清掃 高砂市荒井町小松原3丁目1番33号 (TEL) 079-443-3141	志染町広野2丁目251-2 (TEL) 88-8072	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	市内全域	

別表3 一般廃棄物処分業（食品循環資源の堆肥化）許可業者一覧表

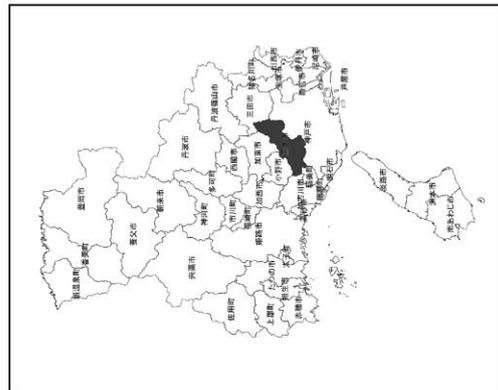
事業者	市内事業所所在地/営業区域	許可期間
大栄環境株式会社 和泉市テクノステージ2丁目3-28 (TEL) 0725-54-3061	口吉川町里脇字八幡谷601番の10 (TEL) 88-2169	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	※限定あり	

※近畿2府4県、三重県、岡山県、広島県のイオングループ企業及び生活協同組合コープこうべに限り許可（食品リサイクル法再生利用事業計画書の認定による）

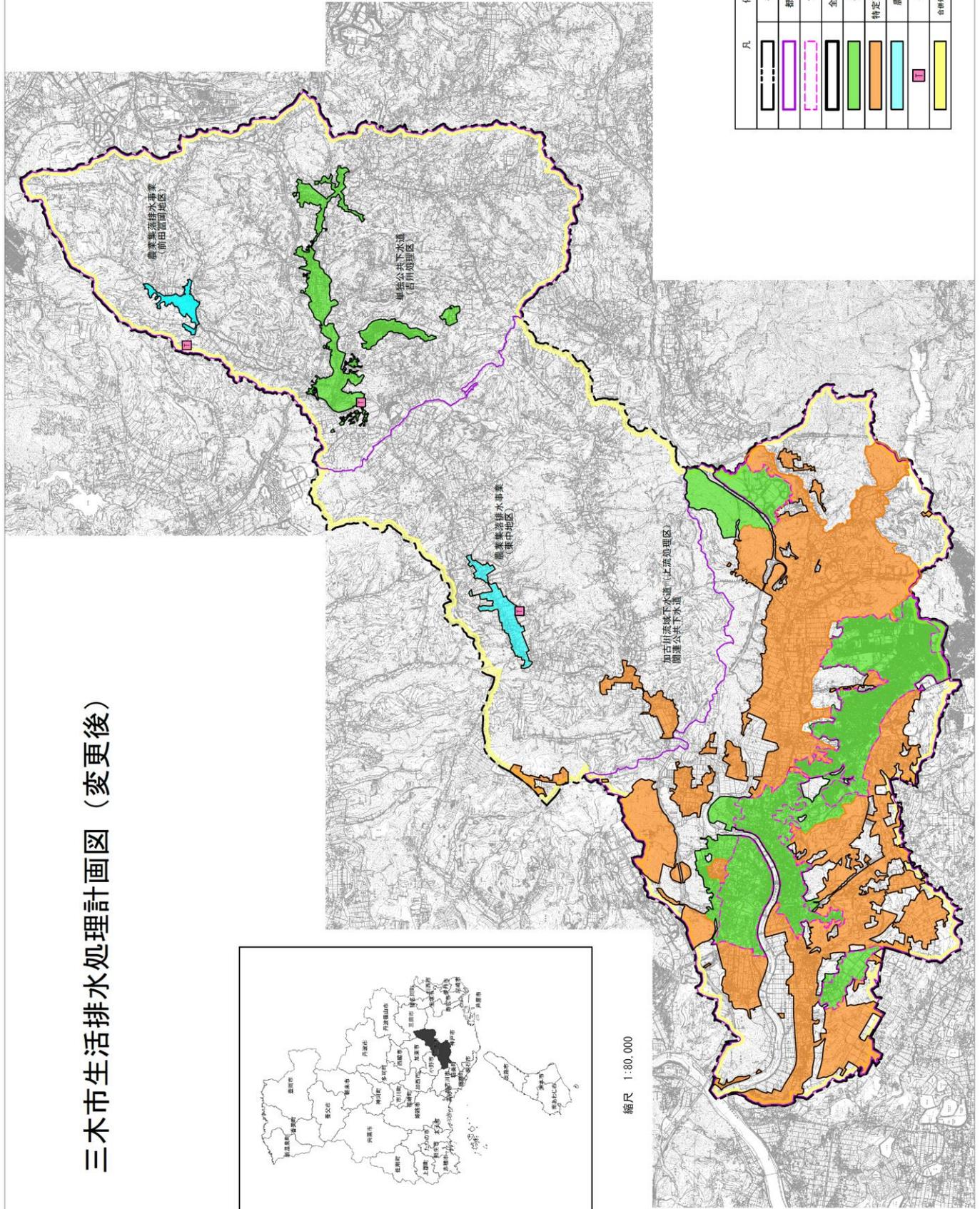
別表4 兵庫県電機商業組合三木支部加盟店

事業者	住所	TEL
株式会社ACTYカナイ	三木市志染町青山5丁目10-13	85-3760
株式会社シンエイ	三木市緑が丘町西2丁目1-1	85-6463
株式会社第一家電ミドリ店	三木市緑が丘町中1丁目11-24	85-1735
有限会社だるま屋	三木市本町2丁目5-2	82-3144
電化センター タキイ	三木市本町2丁目9-11	82-1592
新田電気商会	三木市大村258	82-3460
服部電気店	三木市加佐194-1	83-1832
マルゴ電器	三木市口吉川町東240-2	88-0681
三枝電気商会	三木市末広1丁目7-13	82-2206
楠原電気設備	三木市志染町広野3丁目315	85-8549

三木市生活排水処理計画図 (変更後)



縮尺 1:80,000



凡 例	例
	行政区界
	都市計画区域
	市街化区域
	全体計画区域
	公共下水道
	特定環境保全公共下水道
	農業集排水事業
	その他処理施設
	各種処理浄化槽の個別処理区域

(変更後)